

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第1区分

【発行日】平成21年9月24日(2009.9.24)

【公表番号】特表2002-501768(P2002-501768A)

【公表日】平成14年1月22日(2002.1.22)

【出願番号】特願2000-530114(P2000-530114)

【国際特許分類】

A 24 B 15/10 (2006.01)

A 24 B 15/30 (2006.01)

【F I】

A 24 B 15/10

A 24 B 15/30

【誤訳訂正書】

【提出日】平成21年7月31日(2009.7.31)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】特許請求の範囲

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】タバコと添加剤とを含むタバコ製品であって、ここで、実質的に純粋なビタミンE型の化合物が、第一位の添加剤としてタバコ製品の0.1重量%と20重量%の間の量で存在し、該化合物が、

(a) d-トコフェリル酸スクシネートの乾燥粉末化形態、および

(b) d-トコフェリルアセテート、d-トコフェロール、d-トコフェロール、または、天然混合トコフェロールの、好適な担体上へと噴霧乾燥した形態、からなる群から選択され、

ここで、該タバコ製品は、低分子量アルコール、他のビタミン、抗変異原性および着香特性を有する植物起源の天然物質と反応された真核生物細胞培養物を実質的に含有しない、タバコ製品。

【請求項2】請求項1に記載のタバコ製品であって、ここで、前記添加される実質的に純粋なビタミンE型の化合物がd-トコフェリル酸スクシネートである、タバコ製品。

【請求項3】請求項1～2のいずれか一項に記載のタバコ製品であって、ここで、前記好適な担体が、以下：

(a)ゼラチン、

(b)アラビアゴム、および、

(c)表面処理した、ゼラチン、デキストリン、および、グルコース、からなる群から選択される、タバコ製品。

【請求項4】請求項1～3のいずれか一項に記載のタバコ製品であって、ここで、前記添加される実質的に純粋なビタミンE型の化合物が複合体形成していない添加剤である、タバコ製品。

【請求項5】請求項1～4のいずれか一項に記載のタバコ製品を含み、そして、嗜みタバコである、無煙タバコ製品。

【請求項6】請求項1～4のいずれか一項に記載のタバコ製品を含み、そして、シガータバコ、バルクシガレットタバコ、または、バルクパイプタバコであり、ここで、前記添加される実質的に純粋なビタミンE型の化合物がタバコと混合される、喫煙タバコ製

品。

【請求項 7】 請求項 1 ~ 4 のいずれか一項に記載のタバコ製品を含み、そして、少なくともシガレットタバコおよびタバコ紙を含む、喫煙タバコ製品。

【請求項 8】 請求項 7 に記載の喫煙タバコ製品であって、ここで、前記添加される実質的に純粋なビタミン E 型の化合物がシガレットタバコまたはタバコ紙と混合される、喫煙タバコ製品。

【請求項 9】 請求項 7 に記載の喫煙タバコ製品であって、ここで、該喫煙タバコ製品はまた、シガレットフィルターを含み、ここで、前記添加される実質的に純粋なビタミン E 型の化合物が該シガレットフィルターに取り込まれるか、または、前記添加される実質的に純粋なビタミン E 型の化合物がシガレットタバコまたはタバコ紙と混合される、喫煙タバコ製品。

【請求項 10】 請求項 9 に記載の喫煙タバコ製品であって、ここで、前記添加される実質的に純粋なビタミン E 型の化合物が、シガレットフィルターの中間部、または、シガレットフィルターとシガレットタバコとの間に収容される、喫煙タバコ製品。

【請求項 11】 請求項 7 に記載の喫煙タバコ製品であって、ここで、該喫煙タバコ製品はまた、シガレットホルダーを含み、ここで、前記添加される実質的に純粋なビタミン E 型の化合物が、該シガレットホルダー内部に挿入される、喫煙タバコ製品。

【請求項 12】 タバコと添加剤を含む健康に良い無煙タバコ製品または喫煙タバコ製品を製造する方法であって、

該方法は、該タバコ製品に第一位の添加剤として 0.1 重量 % と 20 重量 % の間の量で、以下：

(a) d - - トコフェリル酸スクシネートの乾燥粉末化形態、および  
(b) d - - トコフェリルアセテート、d - - トコフェロール、d - - トコフェロール、または、天然混合トコフェロールの、好適な担体上へと噴霧乾燥した形態、  
からなる群から選択される実質的に純粋なビタミン E 型の化合物を添加する工程、  
を包含する、方法であって、

ここで、該タバコ製品は、低分子量アルコール、他のビタミン、抗変異原性および着香特性を有する植物起源の天然物質と反応された真核生物細胞培養物を実質的に含有しない、  
方法。

【請求項 13】 請求項 12 に記載の方法であって、ここで、前記実質的に純粋なビタミン E 型の化合物が、嗜みタバコ、シガータバコ、バルクシガレットタバコ、または、バルクパイプタバコと混合される、方法。

【請求項 14】 請求項 12 に記載の方法であって、ここで、前記実質的に純粋なビタミン E 型の化合物が、フィルターなしシガレットのシガレットタバコまたはタバコ紙と混合される、方法。

【請求項 15】 請求項 12 に記載の方法であって、ここで、前記実質的に純粋なビタミン E 型の化合物がフィルター中に取り込まれるか、または、該添加される実質的に純粋なビタミン E 型の化合物がフィルター付きシガレットのシガレットタバコまたはタバコ紙と混合される、方法。

【請求項 16】 請求項 12 に記載の方法であって、ここで、前記添加される実質的に純粋なビタミン E 型の化合物がシガレットフィルターの中間部、または、フィルター付きシガレットのシガレットフィルターとシガレットタバコとの間に収容される、方法。

【請求項 17】 請求項 12 に記載の方法であって、ここで、前記添加される実質的に純粋なビタミン E 型の化合物が、シガレットホルダー内に挿入される、方法。

## 【誤訳訂正 2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0007

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0007】

米国特許第3,339,558号（「'558号特許」）および第3,667,478号（「'478号特許」）では、ビタミンAは、健康を促進する第一位のシガレット添加剤として、推奨されている。この'558号特許は、破裂可能ラップセル中のシガレット濾過媒体内に挿入すべきであることを教示しているのに対して、この'478特許は、シガレット中のタバコに、活性ビタミンAの安定化水性乳濁液を塗布すべきであることを教示している。この'478号特許は、このビタミンA乳濁液に、他のビタミン（例えば、ビタミンC、D、Eなど）を添加し得ることを明らかにしているが、これらの他のビタミンのいずれかが独立型添加剤として有利に使用し得ることを示唆していない。